

令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市政運営につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産を当該償却資産の所在市町村長に申告することになっています。

申告にあたっては、この「申告の手引き」をご確認のうえ、期日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

1 提出期限 令和8年1月30日(金)

※該当資産をお持ちでない場合、資産に増減のない場合、資産をすべて除却(廃業、売買等)した場合にはつきましても、その旨申告願います。

2 提出書類 償却資産申告書・種類別明細書

※初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳書・明細書(写)、または減価償却費の計算書(写)の添付をお願いいたします。

※ 押印は不要です。

3 提出先 行橋市役所 税務課 固定資産税係 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 TEL (0930)25-1111 (内線1137) FAX (0930)26-3181

申告書を郵送にて提出される方で、受付の「控」が必要な方は、切手を添付した返信用封筒を必ず同封してください。

目 次

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは	1
(2) 償却資産の種類	1
(3) 建物付属設備の償却資産と家屋の区分	2

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	3
(2) 申告の対象となる資産	3
(3) 申告の必要がない資産	3
(4) 国税との主な違い	4

3. 申告の方法について

(1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告)	4
(2) 企業電算処理方式(毎年全資産を申告)	5
(3) 電子申告(eLTAX)	5
(4) 番号法に定める本人確認の実施	5
(5) 留意点	5

4. 税額等について

(1) 評価額の算出方法	6
(2) 税額の算出方法	7
(3) 免税点	7
(4) 納期	7

5. 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産	7
(2) 課税標準の特例が適用される資産	7

6. 実地調査協力をお願い

7. 国税資料等の閲覧について.....

8. 申告書等の記入例

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	8
(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)	9
(3) 種類別明細書(減少資産用)	10

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類	資産の具体例(主なものを例示)
1 構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備
	建物付属設備(受・変電設備、予備電源設備、テナント等の方が施行した内装・内部造作)(次ページ「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。)
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備(屋根一体型を除く)
3 船 舶	一般船舶、作業船、漁船、ボート、ヨット等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車 両 及 び 運 搬 具	動力運搬車、大型特殊自動車(0、00～09、000～099、9、90～99、900～999ナンバーの車両)、 農耕作業用自動車(最高速度35km/h以上のもの)
6 工 具 器 具 及 び 備 品	測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、パソコン、電話機、生物(観賞用、興行用に供する生物に限る)

(3) 建物付属設備の償却資産と家屋の区分

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		賃借人等が施行したもの(「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。)	所有者が施行したもの
電気設備	受・変電設備	変圧器並びに付属する配管及び配線一式、工業用変送電設備	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
	インターホン設備	インターホン機器	配管、配線
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線
	監視カメラ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電気時計設備	時計、配電盤	配管、配線
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給排水設備	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ばっき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備		事業用流し類	
給湯設備	局所給湯設備	瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽	配管、ユニットバス等用給湯器
	中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	住宅用火災警報器、屋外設備	自動火災報知設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
	避雷設備		全て
換気設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
運搬設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
厨房設備		調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍冷蔵庫	
その他設備	洗濯機設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事務用給配水管	
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ボンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備	
	その他	広告塔、看板、簡易仕切、陳列棚、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、LAN設備	
外構工事		舗装路面、門、塀等の土木設備又は工作物	

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、行橋市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も含みます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産を共有で所有されている方
- エ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産を所有されている方（原則としてリース会社）

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含みます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても令和8年1月1日現在において事業の用に供しているもの
- イ 遊休又は未稼働の資産であっても、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ウ 改良費（資本的支出：新たな資産とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- エ 福利厚生のに供するもの
- オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
- カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(3) 申告の必要がない資産

- ア 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの）
- エ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

(4) 国税との主な違い

項目	固定資産税の取り扱い (償却資産)	国税の取り扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の 新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
少額減価償却資産の 即時償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで

3. 申告の方法について

(1) 一般方式(1年間の増加資産と減少資産のみを申告)

申告内容	提出書類			備 考
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産がある方 (新規に事業を開始した方)	○	○	×	種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加した資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書(減少資産用)に減少した資産を記入してください。
増加・減少資産の 両方ともある方	○	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)種類別明細書(減少資産用)それぞれに増加・減少した資産を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「資産の増減なし」と記入してください。
廃業・転出された方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「廃業」・「解散」・「転出」等とその年月日を記入してください。
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。

(2) 企業電算処理方式(毎年全資産を申告)

申告書と種類別明細書(増加資産・全資産用)を提出してください。種類別明細書には所有している償却資産を全て記入してください。

ア 独自の申告書を使用する場合は、所有者コード確認のため、本市の申告書を添付してください。

イ 評価額(ホ)の欄は、必ず記入してください。

(3) 電子申告(eLTAX)

電子申告eLTAX(エルタックス)は、地方税に関する総合窓口として広くご利用いただけるシステムです。インターネットを通じてご利用になれますが、必要な準備や手続きがありますので、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)にアクセスしてください。

(4) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号)

- ・ 法人番号の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付し、提出してください。
なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や電子申告(eLTAX)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

1 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票(個人番号記載)」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

2 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」「本人の住民票(個人番号記載)」等
代理人の身元確認資料	代理人の「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

(5) 留意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、行橋市税条例第75条の規定により過料が科せられるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また虚偽の報告をされますと地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

4. 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ① 資産を1件ずつ計算し、資産の価格を算出します。
- ② 資産の取得時期、取得価格及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価格×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。
評価額が取得価格の5%未満になる場合は5%でとめます。

《減価残存率票》

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)		前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)		前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)
—			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955

※ rとは、該当償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例えば〕

取得価格250,000円、取得時期令和7年2月、耐用年数4年の場合

(前年中取得のものの減価残存率・・・0.781)

(前年前取得のものの減価残存率・・・0.562)

R 8 250,000円×0.781＝195,250円

R 9 195,250円×0.562＝109,730円

R 10 109,730円×0.562＝ 61,668円

R 11 61,668円×0.562＝ 34,657円

R 12 34,657円×0.562＝ 19,477円

R 13 19,477円×0.562＝ 10,946円 < 12,500円

※令和13年度で算出額が取得価格の5%(12,500円)より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

(2) 税額の算出方法

税額	=	課税標準額※	×	税率(0.015)
(100円未満切り捨て)		(1,000円未満切り捨て)		

※課税標準額とは令和8年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。

(3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

償却資産に係る固定資産税(年税額)は、土地・家屋と合算されて4回の納期(5月、7月、9月、12月)に分けて納めていただくことになります。

5. 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合には、お問い合わせください。

例) 宗教法人の宗教施設等

学校法人等の保育または教育用施設等

(2) 課税標準の特例が適用される資産

一定の要件を満たす償却資産は、公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の様々な見地から地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3の規定の適用を受け、課税標準の特例が認められます。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

6. 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき、順次、申告内容の確認調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第354条の規定により罰金等を科せられることがあります。

7. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した内容と、当市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

記入例

住所・氏名を記入し、ふりがなを付けてください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
屋号があれば記載してください。
押印は不要です。

申告書を提出する年月日を記載してください。

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

令和 8 年 1 月 15 日
行橋市長 殿
受付印

令和 8 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)
法人番号を右の欄に記入してください

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード	00012345678
--------	-------------

該当する方を○で囲んでください。

行橋市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。

借用資産がある場合は、当該所有者
「名・資産名を記入してください。

廃業・解散・転出等があった場合は、
その旨と年月日を記入ください。
その他、償却資産申告に必要な事項
があれば記入ください。

電算申告の方のみ記入してください。

前年における計(二)の数字が印字されています。前年申告で所有されていた資産についての取得価格です。誤りがないかご確認ください。

令和7年1月2日～令和8年1月1日に売却、廃棄、市外に移転した資産について、その取得価格を資産の種類ごとに記入してください。

令和7年1月2日～令和8年1月1日に取得、市外から移転受入した資産について、その取得価格を資産の種類ごとに記入してください。

所	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送先	〒 824-0005 ゆくはし ちゅうおう 1 ちゅうおう 行橋市中央一丁目〇〇番〇〇号 (電話 0930 - 〇〇 - 〇〇〇〇)		3 個人番号 又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認 有 () 無 ()
有	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ゆくはし 株式会社 ゆくはし 株式会社 代表取締役 行橋 市郎 (屋号 café YUKUHASHI)		4 事業種目 (資本金等の額)	飲食業 (10 百万円)	9 増加償却の届出 有 () 無 () 10 非課税該当資産 有 () 無 () 11 課税標準の特例 有 () 無 () 12 特別償却又は圧縮記帳 有 () 無 () 13 税務会計上の償却方法 (定額法) 定額法 (減価法) 減価法 14 青色申告 有 () 無 ()
者	資産の種類	取得価額	前年中に取得したもの (イ)	前年中に取得したもの (ロ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ))	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	1 構築物	10,450,500	457,500	7,659,000	17,652,000	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	2 機械及び装置	5,625,000		5,220,000	10,845,000	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	3 船舶					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	4 航空機					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	5 車両及び運搬具					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	6 工具、器具及び備品	6,708,900	1,027,000	1,522,000	7,203,900	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	7 合計	22,784,400	1,484,500	14,401,000	35,700,900	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	資産の種類	評価額 (ガ)	決定価額 (ヘ)	課税標準額 (ト)		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	1 構築物					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	2 機械及び装置					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	3 船舶					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	4 航空機					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	5 車両及び運搬具					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	6 工具、器具及び備品					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)
	7 合計					15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 16 借入資産 (有・無) OOリース(株) パソコン 自己所有・借家 17 事業所用家屋の所有区分 備考 (添付書類等)

記入例

資産の種類は、以下の数字を記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具器具及び備品

令和7年中に増加した資産について、その名称をご記入ください。

年号は数字を記入してください。
3 昭和 4 平成 5 令和

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数」＝所得税、法人税申告の際に使用する耐用年数を記入してください。
(ただし、租税特別措置法による特別償却、割増償却又は少額資産の損金算入を適用している資産については、通常の減価償却をした場合の耐用年数で申告をしてください。)

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和8年度 所有者コード	12345678	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 年 号	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準額	所有者名		1 / 枚のうち 1 / 枚 目
01	1	店舗内装工事		1	5 05 06	1,950,000	10	0.2			ゆくはし株式会社		増 加 事 由
02	1	電気設備工事		1	5 05 06	1,415,000	15	0.2					1 新品取得 2 中古取得 3 移動による受入 4 その他
03	1	給排水衛生ガス工事		1	5 05 06	1,100,000	15	0.2					0.2 3-4
04	1	駐車場舗装 (アスファルト)		1	5 05 10	2,835,000	10	0.2					0.2 3-4
05	1	ゴミ置き場		1	5 05 06	194,000	10	0.2					0.2 3-4
06	1	自転車置き場		1	5 05 06	165,000	10	0.2					0.2 3-4
07	2	太陽光発電設備		1	5 05 06	5,220,000	17	0.2					0.2 3-4
08	6	厨房設備		1	5 05 06	840,000	8	0.2					0.2 3-4
09	6	ルームクーラー		2	5 05 05	210,000	6	0.2					0.2 3-4
10	6	電気冷蔵庫		1	5 05 06	189,000	4	0.2					0.2 3-4
11	6	事務所用パソコン		3	5 05 04	283,000	4	0.2					0.2 3-4
12								0.2					1-2 3-4
13								0.2					1-2 3-4
14								0.2					1-2 3-4
15								0.2					1-2 3-4
16								0.2					1-2 3-4
17								0.2					1-2 3-4
18								0.2					1-2 3-4
19								0.2					1-2 3-4
20								0.2					1-2 3-4
				小 計	14	14,401,000							

該当する増加事由を○で囲んでください。
1 新品取得
2 中古取得
3 移動による受入
4 その他

次のような事項を記入してください。
・課税標準の特例が適用される資産について、その適用条項
・短縮耐用年数、増加償却がある場合は、その旨の表示
・その他必要事項

電 算 申 告 の み 記 入 し て く だ さ い

記 入 不 要

記入例

令和7年中に売却、廃棄のほか市外への移転等減少した資産について、同封されている種類別明細書に記載されているとおりに転記してください。

令和 8 年度
所有者コード
12345678

種類別明細書（減少資産用）

種類別明細書（減少資産用）										所 有 者 名		1 /枚のうち	
										ゆくはし株式会社		1 /枚	
資産の種類 番号	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取 得 価 額	耐用 年数	減少の事由及び区分				摘 要	
				年 号	月			1 売却 移動	2 滅失 その他	3 全部	4 一部		
1	12345678	看板（プラスチック製）	1	4	17 04	300,000	10	1・2	3・4	1・2			
2		金属フェンス	1	4	24 03	157,500	10	1・2	3・4	1・2			
3		応接セット（事務室用）	1	4	28 01	315,000	8	1・2	3・4	1・2		R7.2 福岡市へ移動	
4		冷蔵ショーケース	1	4	25 10	460,000	6	1・2	3・4	1・2			
5		製氷機	1	4	27 05	252,000	6	1・2	3・4	1・2			
6								1・2	3・4	1・2			
7								1・2	3・4	1・2			
8								1・2	3・4	1・2			
9								1・2	3・4	1・2			
10								1・2	3・4	1・2			
11								1・2	3・4	1・2			
12								1・2	3・4	1・2			
13								1・2	3・4	1・2			
14								1・2	3・4	1・2			
15								1・2	3・4	1・2			
16								1・2	3・4	1・2			
17								1・2	3・4	1・2			
18								1・2	3・4	1・2			
19								1・2	3・4	1・2			
20								1・2	3・4	1・2			
小 計						5		1,484,500					

減少の事由及び区分については、それぞれ該当する番号を○で囲み、摘要欄には理由等を記入してください。